

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十二号

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年埼玉県告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「閲覧所に備え付けてある閲覧簿に所定の事項を記入して、当該職員の指示を受けなければならない」を「当該職員の指示に従って閲覧しなければならない」に改める。

附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。